

# 平成18年度第2回平塚市国民保護協議会 議事録

日 時 平成18年8月25日(金) 午前9時30分～11時30分  
場 所 南付属庁舎 2階 E会議室  
出席者 会長、委員(33名 欠席1名)、事務局(4名)  
(別紙出席者名簿のとおり)  
傍聴者 9名

## 1 事務局からの報告事項

- ア 会議の成立について  
平塚市国民保護協議会条例第4条の規定により、会議が成立することを報告いたしました。
- イ 委員の交代について  
神奈川中央交通の委員の交代について報告いたしました。
- ウ 会議の公開について  
第1回の議事録については、市ホームページにて既に公開させていただきました。今回の協議会についてもあらかじめ委員に示させていただいた上で、同様に公開させていただくこととします。

## 2 会長あいさつ(要旨)

- 前回は、国民保護法の概要等についての説明でありましたが、今回から、実際に国民保護計画素案について計画の策定に向け実際に審議をいただくことになるのでよろしくをお願いします。
- 災害時は、行政として総力をあげて市民の生命、身体、財産を守らなくてはなりません。実際の危機に直面した場合には行政だけでは機能しないことも事実であり、阪神淡路大震災等の例が示すとおり、行政、住民、企業が連携し、また地域のコミュニティを通じて市民一人一人が防災にとり組んでいくことが必要と考えます。本協議会でもその点を踏まえた実効性のある計画を策定し、「安心・安全のまちづくり」を推進していきたいと思っております。
- 本協議会のメンバーは多くの方が、防災会議のメンバーでもあるので、9月に行われる総合防災訓練についても、この場をお借りしてよろしく願いいたします。

## 3 議題

### 平塚市国民保護計画素案について

【会長】では、さっそく議事に入ります。まず、本日の議題となっている「平塚市国

民保護計画素案について」事務局からの説明を求めます。

【事務局】平塚市国民保護計画素案について事前配布の資料に基づき説明

【会 長】では、これより審議に入ります。事前にご意見をいただいておりますので、そちらについて先にご審議いただきたいと思います。その件について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】意見に対する平塚市の修正案について配布資料に基づき説明

【会 長】この件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等なし)

【会 長】特にないようですので、この件については、事務局からの修正案どおりとしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

【会 長】ありがとうございます。それでは、その他全体を通してご意見をいただきたいと思います。

編ごとに審議したいと思います。まず、第1編からお願いします。

【委 員】第2章8ページの国民に対する情報提供について、正確、適時、適切に行うことは、情報ニーズは変化するという点を考えると非常に難しいことであるので、実行するに当たっては、更なる研究が必要であると思います。

また、「国民」という表現についてですが、計画では、外国人を排除していないことが明らかではありますが、具体的な対策には配慮が必要であると思います。

6の災害時要援護者について、災害時要援護者は災害弱者と情報弱者の2つに分けられるので、実際の対策は区別して実施した方が良いと思います。

【委 員】10ページの指定地方公共機関になるかわかりませんが、物資の輸送等を実施できると思うので、平塚漁業協同組合も入れておいていただきたい。

【会 長】ただいまの意見に対して、事務局からコメントをお願いします。

【事務局】具体的な実施について難しいのでは、という部分については、計画なので処置的な方針の考え方を示していると考えていただきたいと思います。具体的な研究が必要とのご指摘については、深く受け止め、その部分をクリアするような対策をしていきたいと思います。

災害時要援護者については、地域防災計画の中でも触れており、国からの避難等に関するガイドラインに対象者の範囲について網羅されておりますので、承知しているところです。具体的な実施については、今後作成する実施要領の

中で考え方を示していきたいと考えているので、計画の中では、それらを包含したマクロ的な記述となっています。

指定地方公共機関については、定義として国により法的に定められた機関がありますので、その部分に記載はできませんが、実際には色々ご協力をいただくことになるのでよろしくお願ひしたいと思います。

【会 長】では、他にないようなので、第2編に入りたいと思います。

【委 員】第3章生活等関連施設の把握等の中で、安全確保措置の実施のあり方について定めるとありますが、各施設の管理者側の計画と整合を取っていく必要があると考えます。

【委 員】第5章国民保護に関する啓発の3の「市立学校」という表記について、対象とする学校の範囲を広げることはできませんか。

自然災害への対策と国民保護の対策については、まったく同様の場合、あるいは類似する場合が多いので、その点について、計画の中でもう少し記述していく必要があるのではないかと思います。

【事務局】生活等関連施設については、全くそのとおりであり、その点については、ぜひご協力を賜りたいと考えています。

啓発対象としての学校については、神奈川県国民保護計画でも対象を県立学校としており、それぞれの行政の範囲の中で啓発を行っていくという考え方です。

3点目のご指摘については、計画作成のベースとしている消防庁作成の市町村モデル計画の中でのウェートという問題もありますが、平塚市では、生命、身体、財産を守るという点で、すでになりに進んでいる状況にある地域防災計画が整備されていることから、国民保護計画は、それらの地域防災計画をベースとして踏まえた上で、さらに、法に基づいた計画を策定していくという考え方をしているととらえていただきたいと思います。

【委 員】3点目については、それがかまわないと思うが、学校の啓発については、地域に密着した教育が必要と考える。平塚に住み、また平塚で学ぶ学生について、県に任せていいものか疑問が残るところです。

【委 員】県立学校の教育内容について、平塚市として関わっていくのは、現実的に難しいと思われませんが、県教育委員会と協力して地域としての意見を進言していくことはできると思われるので、相互の協力の中で進めていきたいと考えます。

【委 員】協力をしていくということだが、実際の教育は、平塚市の方がされるのが望ましいのではないかと考えます。地域のことは地域に詳しい人が、本当に必要なことについて教育していくことが必要かと思ひます。

【会 長】ご意見の趣旨を踏まえながら、今後の実施の中で生かしていくということで、承りたいと思ひます。

では、第3編についてはいかがでしょうか。

【委員】40ページの図について、警報伝達のルートに2通りあるが、迅速、正確、適時に情報を伝達するために、所要時間が問題になると思います。ルートとしては、県を経由するのではなく、国から直接伝達されるのが望ましいのではないかと思います。それは市の一存で変えられるものではないので、県知事等との話し合いにより、できる限り簡素な方法を検討していくべきであると思います。

また、伝達先として放送機関がありますが、放送機関に情報を与えることにより、情報錯綜やパニックが引き起こされることが考えられます。また、映像メディアとラジオなど、発信する情報の役割等もあると思うので、放送業者に対する対策についてはどのように考えているか伺いたい。

次に、49ページの図についてですが、市と住民との関係が、照会があって回答があるというふうになっているが、1974年、宮城県沖地震の際に、この方式をとったところ、情報パニックが生じた例があります。逆に県ないし市のほうで先にマスコミを通じて安否情報を提供するというやり方が阪神淡路大震災の際、神戸市でかなり効果をあげたと聞いているが、安否情報についての住民との関係についてはどう考えているか伺いたい。

【会長】事務局、いかがですか。

【事務局】この図の流れに関しては、国の方針に定められた部分であるので、現時点では、平塚市として、これらの方針に従って計画を策定させていただいているということをご理解をいただきたいと思います。

メディアについても、このように流れが決められているという部分ではありますが、国民保護の情報に限らず、平塚市の情報については市政記者がおり、日常的に市長の方から市の情報を伝えるという既存のシステムがあるので、実際の情報伝達については、実情に即した形で行われるものという認識を持っています。

安否情報についても国の考え方によるものでありますが、平塚市では、地震、風水害の際には、インターネットを通じて各避難所等の情報が照会できるシステムが、すでに構築されているところであるので、ご指摘のあった国民保護についても、ご意見として承りたいと思います。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】はい。

【会長】では、第4編に移りたいと思います。いかがでしょうか。

(なし)

【会 長】では、最後の第5編はどうでしょうか。

(なし)

【会 長】では、それぞれの編についていただいたご意見について修正、あるいはマニュアルの中での対応等となりますが、本日お示しした計画素案をお認めいただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

【会 長】事務局、意見については、この協議会後も受け付けることができますか。

【事務局】本日いただいた意見をもとにした素案をパブリックコメントで公表いたしますが、委員の皆様からのご意見については9月中を期限として、電話、メール等で受け付けることといたします。

#### 4 その他（次回協議会について）

【会 長】それでは、本日の議題については、ご意見をいただきましたので、「その他」に入りたいと思います。事務局からお願いいたします。

【事務局】次回の協議会については12月を予定しています。日程の詳細は追って連絡いたします。内容については、10月に行うパブリックコメントを経た国民保護計画案について諮問を行う予定です。

またパブリックコメントに先立って、本日の意見を反映させた国民保護計画素案を各委員にあらかじめ送付する予定です。

【会 長】それでは、委員の皆様からは、何かございませんか。

(なし)

#### 5 閉会あいさつ

【会 長】それでは、以上をもちまして、第2回国民保護協議会を終了といたします。今後とも本市の計画策定にご協力いただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

以 上

平成18年度第2回平塚市国民保護協議会出席者名簿

職名	機 関 名 称	役職名	氏 名	区 分
会長	平塚市	市長	大藏 律子	市町村長
1 委員	関東農政局神奈川農政事務所地域課	地域課長	柏木 正行	1号 指定地方行政機関の職員
2 "	湘南海上保安署	署長	柏崎 喜重	
3 "	陸上自衛隊第4施設群	第3科 国民保護担当	中川 正弘	2号 自衛隊に属する者
4 "	神奈川県湘南地域県政総合センター	防災課長	山崎 仁	3号 都道府県の職員
5 "	神奈川県平塚土木事務所	道路維持課長	池田 泰久	
6 "	神奈川県平塚保健福祉事務所	副所長	田中 友規	
7 "	神奈川県企業庁平塚水道営業所	所長	間壁 誠	
8 "	神奈川県警平塚警察署	警備課長	木原 正昭	
9 "	平塚市	助役	落合 晋一	4号 市町村の助役
10 "	平塚市	助役	小川 雅彦	
11 "	平塚市教育委員会	教育長	宮川 利男	5号 教育長及び消防長
12 "	平塚市消防本部	消防長	出縄 高昭	
13 "	平塚市	収入役	前田 義光	6号 市町村の職員
14 "	平塚市	防災安全部長	飯田 靖二	
15 "	日本郵政公社平塚郵便局	総務課長	富岡 計一	7号 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
16 "	(株)NTT東日本 - 神奈川	主査	飯田 敏幸	
17 "	東京電力(株)平塚支社	支社長	町田 和義	
18 "	東京ガス(株)湘南導管ネットワークセンター	所長	菊池 優	
19 "	神奈川中央交通(株)	平塚営業所長	鳥海 敏克	
20 "	(社)神奈川県トラック協会平塚地区支部	平塚支部長	梅原 謙司	8号 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
21 "	平塚市議会	議長	伊藤 裕	
22 "	平塚市議会	副議長	高梨 孝治	
23 "	平塚市自治会連絡協議会	会長	長谷川 芳久	
24 "	(社)平塚市医師会	副会長	武川 慶孝	
25 "	(社)神奈川県エルピーガス協会湘南支部平塚中郡部会	部会長	駒見 直喜	
26 "	平塚市漁業協同組合	代表理事組合長	後藤 勇	
27 "	湘南農業協同組合	参事	松井 澄雄	
28 "	平塚市消防団	団長	富田 富男	
29 "	西湘地域労働者福祉協議会	事務局長	岩田 裕之	
30 "	(株)湘南平塚コミュニティ放送	取締役副社長	中尾 幸夫	
31 "	湘南ケーブルネットワーク(株)	代表取締役社長	柏手 茂	
32 "	東海大学	文学部教授	松村 孝雄	
33 "	神奈川大学	人間科学部教授	寺沢 正晴	
事務局	防災課 桐生課長	事務局	防災課 小林主査	
	防災課 平田課長代理		防災課 西山主任	